

秋田県精神保健福祉士協会規約

平成12年2月10日 施行

平成12年6月10日 改正

平成17年7月23日 改正

平成19年5月12日 改正

平成20年5月31日 改正

平成25年5月25日 改正

平成29年5月27日 改正

秋田県精神保健福祉士協会

第一章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は秋田県精神保健福祉士協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は秋田県内に置く
二 事務所の所在地は細則で定めるものとする

(目的)

第3条 本会は精神医学ソーシャルワークの価値、知識及び技術を共有する職能団体として、会員の福祉の向上を図るとともに、職業倫理の向上、専門的教育の向上及び学術研究に努め、専門的知識と技術を持って精神障害者の社会的復権と福祉の推進及び県民の健康福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員の福祉向上に関する事業
- 2 精神保健福祉士の資質の向上及び精神保健福祉士の育成に関する事業
- 3 精神保健福祉の正しい知識と理解の促進に関する事業
- 4 精神保健福祉の企画立案及び調査に関する事業
- 5 県民の精神保健福祉の向上に寄与する事業
- 6 主務官庁及び関係団体との連絡協調に関する事業
- 7 災害に関する事業
- 8 その他前条の目的の達成のために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同するもので、一般会員・賛助会員及び名誉会員とする。

二 次の各号に該当するものを一般会員とする。

- 1 精神保健福祉士法第28条の規定に基づき精神保健福祉士の登録を受けたもの
- 2 現に精神医学ソーシャルワークの業務に従事し、またはその経験を有する者で精神保健福祉士法に基づく精神保健福祉士資格の取得を目指すもの

三 本会の目的に賛同し、役員会が適当と認めたものを賛助会員とする

四 長年にわたり本会に所属し、本会目的、事業に於いてその功績がみとめられたものを名誉会員とする。

(会費)

第6条 本会の会員は、別に定める会費を納入するものとする。

2 前条四項に規定する名誉会員の会費は免除するものとする。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、別に定める会員登録申請書を会長に提出し役員会の承認を得る。

二 事務局は会員登録申請書を受領後、電磁的方法を含め適切な方法により速やかに入会可否の承認を得るものとする。

(退会)

- 第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に届け出なければならない。
- 二 会費の納付が滞り、2年間以上会費の納入がされない会員については、入会の意志が無いものと見なし退会とする。
 - 三 会員が死亡したときは退会したものと見なす。

(除名)

- 第9条 会員が本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する著しく不適格な行動のあったものは、役員会において出席役員の3/4以上の議決により、これを除名することができる。

(役員)

- 第10条 本会に次の役員をおく
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 2名
 - 3 事務局長 1名
 - 4 幹事 若干名
 - 5 監事 1名
- 二 幹事及び監事は、総会において会員の中から選出する。
 - 三 会長、副会長及び事務局長は幹事の互選とする。
 - 四 幹事は監事を兼ねることができない。

(職務)

- 第11条 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 二 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する。
 - 三 事務局長は会務を掌握し整理する。
 - 四 幹事は役員会を組織して会長、副会長及び事務局長を補佐し本会の運営を決するとともに会務を執行する。
 - 五 監事は、会務の状況を監査する。

(任期)

- 第12条 役員は任期は二年とする。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 二 役員は再任をされることができる。
 - 三 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

- 第13条 役員はその地位にふさわしくない行動があったときは、総会において出席会員の2/3以上の決議により、これを解任することができる。

(顧問及び相談役)

- 第14条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。顧問及び相談役は役員会の承認を経て、会長が委嘱し、重要な会務について会長の諮問に応ずる。

(部会)

- 第15条 会長は役員会の承認を得て、事業達成のため必要な部会をおくことができる。

(事務局委員)

- 第16条 会長は役員会の承認を得て、事務局長を補佐する事務局委員をおくことができる。

(会議)

- 第17条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。会議は会長が招集する。
- 二 総会は会員をもって構成する。役員会は会長、副会長、事務局長及び幹事をもって構成する。また、議事内容によっては役員会に監事が参加できる。
 - 三 総会は、この規約により規定するもののほか次の事項を議決する。
 - 1 事業計画の決定
 - 2 事業報告の承認
 - 3 その他本会の運営に関する重要な事項
 - 四 通常総会は毎年一回開催する。臨時総会は、役員会が必要と認めるとき又は総会員の1/5以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
 - 五 総会を招集するときは、あらかじめ会員に対し会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を通知するものとする。
 - 六 役員会は、この規約に規定するもののほか次の事項を協議する。
 - 1 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - 2 総会に付議すべき事項
 - 3 会員になろうとする者の審査及び承認
 - 4 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - 七 会議の議長は、出席会員の中から選出する。
 - 八 本会の会議は、総会において会員の1/2以上、役員会においては役員1/2以上の出席によって成立するものとする。
 - 九 やむをえない理由のため、総会又は役員会に出席できない会員又は役員は、あらかじめ通知された事項に書面をもって表決し、もしくは他の会員又は幹事を代理人として表決を委任できる。この場合において、その者は出席と見なす。

(議決)

- 第18条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 二 役員会の議決は出席役員1/2以上の同意を得て決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

(会計)

- 第19条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 二 本会の会計は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 1 会員会費
 - 2 補助金・助成金
 - 3 寄付金
 - 4 事業及び資産から生ずる収入
 - 5 その他の収入

(規約変更)

- 第20条 本会の規約は総会において出席会員の2/3以上の同意を得て変更することができる。

(解散)

第21条 本会の解散は、総会において出席会員の3/4以上の同意を得なければならない。

二 解散のときに存する残余会員及び資産は、総会の議決を得て、本会の類似の目的を持った他の団体に寄与するものとする。

(雑則)

第22条 この規定により会務の施行について必要な事項は役員会の議決を経て別に定める。

附則 この規約は平成12年2月10日から施行する。

(1) 平成12年6月10日改正

(2) 平成17年7月23日改正

(3) 平成19年5月12日改正

(4) 平成20年5月31日改正

(5) 平成25年5月25日改正

(第4条に災害に関する事業を追加、第5条に名誉会員規程を追加、第6条に名誉会員の会費について追加、第7条に入会処理について追加)

(6) 平成29年5月27日改正

(第2条の条文を変更)